

橋本市有害鳥獣被害対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、橋本市農業振興条例施行規則(令和2年橋本市規則第38号。以下「農業振興条例規則」という。)に基づく有害鳥獣被害対策事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、農業振興条例規則及び橋本市補助金等交付規則(平成20年橋本市規則第8号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において使用する用語の意義は、農業振興条例規則で使用する用語の例による。

(補助金の交付申請)

第3条 補助対象者は、補助金の申請をしようとするときは、橋本市有害鳥獣被害対策事業補助金交付申請書(様式第1号)に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(規則様式第1号の2)
- (2) 収支予算書(規則様式第1号の3)
- (3) 見積書の写し
- (4) 資材設置予定位置図
- (5) 現況写真
- (6) 誓約書兼同意書(様式第2号)
- (7) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付の決定)

第4条 市長は、前条の規定による申請があったときは、補助金の交付の適否を審査し、その交付又は不交付について決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金等の交付又は不交付を決定したときは、規則第4条第3項に規定する補助金等交付(不交付)決定通知書(規則様式第2号)により当該補助対象者に通知するものとする。

(事業の変更又は中止)

第5条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者は、当該事業を変更し、又は中止しようとするときは、あらかじめ規則第8条第1項に規定する補助事

業等計画変更(中止・廃止)承認申請書(規則様式第4号)に変更の内容が確認できる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請に基づき交付決定を変更するときは、内容を審査し、適当と認めたときは、規則第8条第2項に規定する補助事業等計画変更(中止・廃止)承認交付決定通知書(規則様式第5号)により申請者に通知するものとする。
(実績報告書)

第6条 第4条及び前条第2項の規定により補助金の交付決定を受けた者は、補助対象事業の完了後速やかに橋本市有害鳥獣被害対策事業完了報告書(様式第3号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書(規則様式第7号の2)
- (2) 収支決算書(規則様式第7号の3)
- (3) 領収書の写し
- (4) 資材納品時の写真
- (5) 資材設置完了後の写真
- (6) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第7条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があった場合は、その内容を審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該補助対象事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを審査した上で、交付すべき補助金の額の確定をするものとする。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の額を確定したときは、規則第12条第2項に規定する補助金等交付額確定通知書(規則様式第8号)により当該補助対象者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第8条 前条第2項の規定による通知を受けた補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、規則第9条第1項に規定する補助金等交付請求書(規則様式第6号の1)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による請求を受けて、補助金を交付するものとする。
(交付決定の取消し)

第9条 市長は、補助対象者が偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたときは、当該補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すこと

ができる。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、規則第 14 条第 3 項に規定する補助金等交付決定取消通知書(規則様式第 9 号)により当該補助対象者に通知するものとする。

(返還)

第 10 条 市長は、前条第 1 項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合は、当該補助対象者に対し規則第 15 条第 1 項に規定する補助金等返還通知書(規則様式第 10 号)により期限を定めて当該取消部分に係る補助金の返還を命じるものとする。

- 2 補助対象者は、前項の規定により補助金の返還を命じられたときは、速やかにこれを市長に返還しなければならない。

(補則)

第 11 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

年 月 日

(あて先)橋本市長

住 所

氏 名

連絡先

橋本市有害鳥獣被害対策事業補助金交付申請書

橋本市有害鳥獣被害対策事業補助金について交付を受けたいので、橋本市有害鳥獣被害対策事業補助金交付要綱第 3 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

交付申請額	円
完了予定年月日	年 月 日
関係書類	(1) 事業計画書(規則様式第1号の2) (2) 収支予算書(規則様式第1号の3) (3) 見積書の写し (4) 資材設置予定位置図 (5) 現況写真 (6) 誓約書兼同意書(様式第2号) (7) その他市長が必要と認める書類

様式第 2 号(第 3 条関係)

年 月 日

(あて先)橋本市長

住 所

氏 名

連絡先

誓約書兼同意書

私は、橋本市有害鳥獣被害対策事業の実施に当たり、次の事項について誓約及び同意いたします。

また、誓約及び同意の内容に偽りがあった場合は、橋本市鳥獣被害対策事業補助金の交付決定の取消し及び返還に異議なく応じます。

1. 申請書(関係書類を含む。)の内容に虚偽はありません。
2. 市税その他、橋本市に対して納期限が到来している債務はありません。なお、このことに関する税等の納入状況の調査を承諾します。
3. 市が補助金の交付事務の適正な執行を図るため必要があると認めるときは、当該補助金の交付に関し必要な報告をし、又は調査に応じます。
4. 交付要件を確認するため、市が申請者に係る住民基本台帳に記録されている事項を閲覧することに同意します。

様式第3号(第6条関係)

年 月 日

(あて先)橋本市長

住 所

氏 名

連絡先

橋本市有害鳥獣被害対策事業補助金実績報告書

橋本市有害鳥獣被害対策事業補助金交付要綱第 6 条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

交付決定額	円
完了年月日	年 月 日
関係書類	(1)事業報告書(規則様式第7号の2) (2)収支決算書(規則様式第7号の3) (3)領収書の写し (4)資材納品時の写真 (5)資材設置完了後の写真 (6)その他市長が必要と認める書類